教育長の交際費の支出に係る情報の公表に関する事務要領

１．この事務要領は，富里市情報公開条例（平成１３年３月２７日条例第２号）に規定する情報公開の総合的な推進の趣旨を踏まえて，市民の市政への理解と信頼を深め，公正で透明な市政を推進していくため，教育長交際費の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定める。

２．教育長の交際費の支出に関し，次に掲げる事項を別紙様式により公表する。

支出月日
金額
交際の相手、行事名等

３．交際の相手方，行事名等の情報にあっては，病気及び事故の見舞で相手方のプライバシーに特段の配慮が必要であると認められるものについて，これを公表しないことができる。

４．公表に当っては，毎月の状況を記録した別記様式を翌月の１５日以降にインターネットによる自動送信の方法によるものとする。

５．教育長交際費の支出に係る情報については，平成１６年４月分から公表する。